

【弊社の概要】

株式会社ニッスイの国内サーモン養殖事業を担う会社

新潟・鳥取・岩手の3県でサーモン養殖事業を展開

新潟での養殖生産量は約780t(2025年実績)と近年増産傾向

【サーモン養殖の生産行程】

淡水養殖:卵から約1年間、淡水が使える複数の施設で稚魚を生産(1月～11月)

海面養殖:淡水から稚魚を移送し、約半年間を海面で養殖(12月～6月)

※養殖期間は淡水と海面を合わせて合計約1年半

※稚魚の成長サイズに応じて淡水養殖に必要な水量・水槽数は増加(1月<11月)

サーモン養殖は、淡水養殖での稚魚の生産期間が長く、重要な行程

現状、稚魚は本土側の胎内市で生産し、佐渡の漁場まで時間をかけて運搬をしているため、いくつか課題が生じています。

<課題>

輸送コスト

稚魚へのダメージ

作業量の増加

CO2排出量増加

フェリー欠航





海面漁場から近い二級河川を活用して佐渡島内で稚魚生産を実現したい！！
(2023年から本格的に活動)

自社で調査及び島内の二級河川管理者（県）へ相談した結果、2つの大きな課題

①河川法の規定に基づき最低でも10年間、時間単位の流量測定データが必要

（最も少ない流量を基準として、利用可能な水量が決定。⇒近年夏場の高温、渇水の影響が懸念される。）

②既に河川水を利用している水利権者がいる場合は承諾が必要

これらを揃えたとしても水収支計算の結果、河川水を使えない可能性有

新潟県

水利権者

佐渡市

新潟県

- ・河川流量を測定する観測所は無い。自社で対象河川の流量測定データを取得してほしい。
- ・水利権の新規取得は困難であり、お勧めできない。

- ・稲作に使用していない期間であれば水路を含めて使ってもOK。⇒通年利用でなくても弊社のメリット大
- ・慣行水利権(既存の河川法施行前からの水利権者)のため流量測定データは無い。

- ・協働による特区提案を実施。
- ・国交省北陸地方整備局、新潟県、佐渡市、弊社で協議。現在の運用の中で解決できないか検討

- ・近傍の河川(ダム)流量から活用したい河川の流量を推定する方法について提案有。ただし、推定には1年間365日の流量測定による検証が必要。相関関係が無ければ推定値は使えない。

全く使用されていない河川であっても新規水利権取得に向けた取組はリスクが高く、
慣行水利権者との手続きの格差が大きい。⇒特区提案しかないと判断

実証実験による水利権の許可を行う仕組み

次の条件を満たす養魚の場合は暫定的に水利権を許可し実証試験実施を認める。

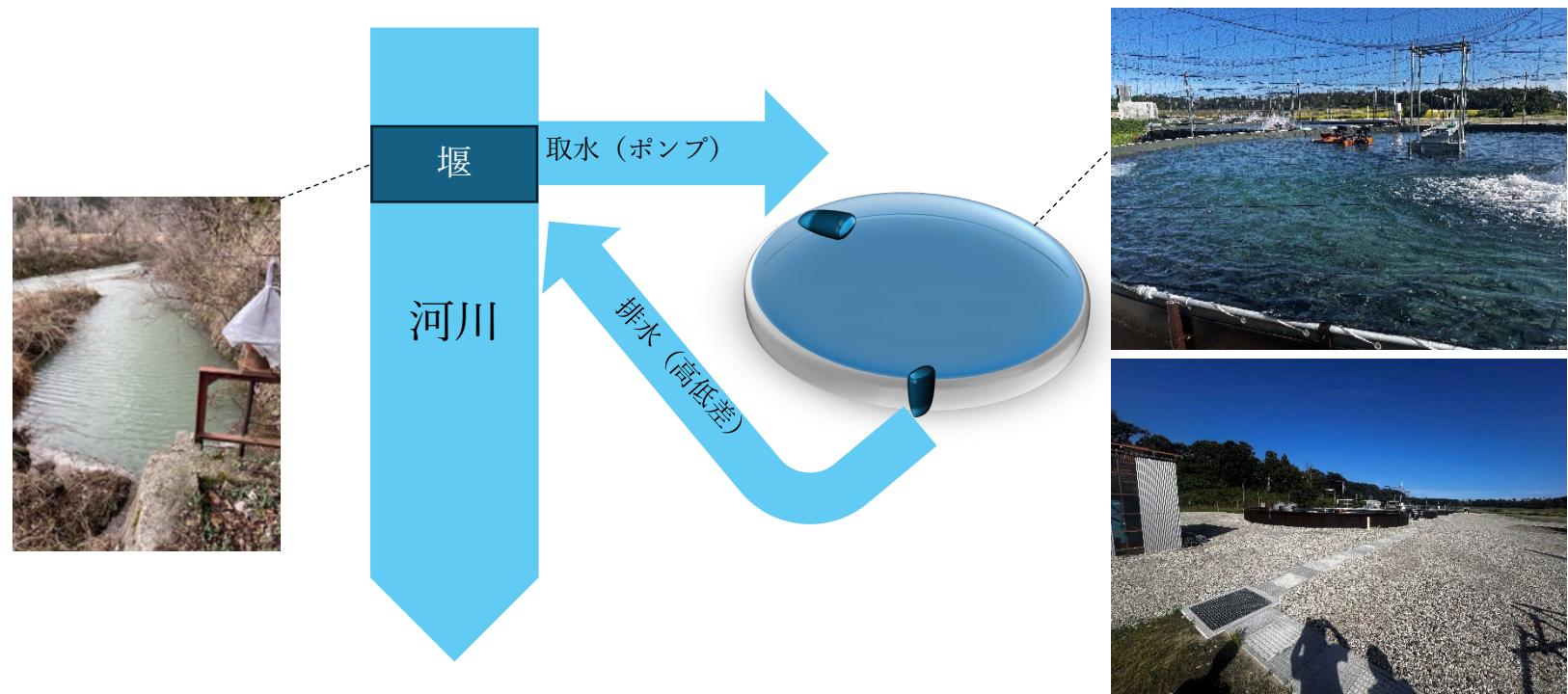
- ①当該河川の既存の水利権者から取水し排水することについて同意を得ること
- ②河川区域内に該当する集落及び河口付近の漁業関係者から当該河川から取水し排水することについて同意を得ること
- ③かけ流しの淡水養殖として水路及び水槽から地中に浸水しない形状・素材で養魚が実施され排水されること
- ④毎年、河川の生物調査を実施し、実証試験実施前後で顕著な悪化がみられないこと（水生生物による水質評価表マニュアル - 環境省）
- ⑤第三者（例 佐渡市）による外部監査を受入れ、指摘を受けた場合には従うこと
- ⑥これらの条件を満たさなくなった場合には至急対策を講じること、対策を講じても改善されない場合には実証実験を中止し、試験前の状態に復旧すること

試験期間は（例）1年間とし、河川管理上問題ないことが確認された場合に限り、以降の水利権を認める

かけ流しの養魚を目的として使用し、
河川水を減水させないことが明らかであれば手続きを簡略化

かけ流しによる淡水養殖場の取水量と排水量を実測・比較した結果、ほぼ一致することが確認された場合は発電事業と同様に登録制で水利権を許可する。

かけ流し養魚場 イメージ



**県が提案する流量の推定と検証を必須とするならば
流量測定は河川水を利用したい期間に限定**

1年間365日間の流量測定では、測定コストが高く夏場の渇水が反映されるため、弊社が実際に河川水を使用したい期間（例 10月から11月末頃まで）の流量測定で水利権の申請を可能にする。

